



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2446 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#)

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

令和3年(2021年)1月臨時会(1月22日)

令和3年(2021年)2月定例会(2月10日～3月20日)

令和3年度一般会計予算を可決

●定例会等の概要

- ・1月臨時会では、市長提出議案として、補正予算議案1件を可決しました。
- ・2月定例会では、5名の議員が一般質問を行い、7会派から代表質問が行われました。
- ・当初、会期は3月19日までとじていましたが、議案(一般会計補正予算(第13号))について慎重な審査を要するため、3月20日まで延長しました。
- ・市長提出議案として、現年度議案は、条例関係議案2件、補正予算議案9件、その他議案15件を可決(うち補正予算議案1件に対する修正動議を否決)、鎌倉市教育委員会の委員の任命について同意しました。新年度議案は、条例議案10件、一般会計予算、6特別会計予算を可決しました。
- ・議員提出議案3件、委員会提出議案3件を可決したほか、特別委員長報告2件を承認しました。
- ・請願1件を採択、陳情3件を不採択としました。

●定例会等の主な動き

- 1月臨時会/本会議(1/22) …………… 議案上程、採決 (6面)
- 総務常任委員会(1/22) …………… 議案審査
- 観光厚生常任委員会(1/22) …… 議案審査
- 2月定例会/本会議(2/10、12) …………… 一般質問、議案上程、委員長報告、採決(2面・6面)
- 本会議(2/18、19、22) …………… 代表質問、議案上程、採決(3面～6面)
- 各常任委員会(2/24～26、3/1、5、19) …… 議案、請願・陳情審査等 (2・3面)
- 本会議(3/5) …………… 委員長報告、議案上程、採決 (6面)
- 予算等審査特別委員会(3/8～12、15) …… 新年度議案審査 (3面)
- 本会議(3/19、20) …………… 委員長報告、議案上程、採決 (6面)

2月定例会において鎌倉市議会基本条例等の改正を行いました

鎌倉市議会基本条例

「議会基本条例の改正に関する特別委員会」において検討および審査を行い、同委員会から提出された条例改正案について、総員の賛成により可決しました。併せて、条例に付属する逐条解説の改正、関連する要綱の制定・改正などを行いました。

主な項目は、以下のとおりです。

議会基本条例の改正に関する特別委員会の設置や審査の経過等については、「かまくら議会だより 第252号」に掲載。

①原則公開とする会議(第6条第2項)

原則公開とする会議について、本会議、委員会のほか、「議会全員協議会」を条文に追加しました。

②請願または陳情の趣旨説明(第6条第6項)

請願または陳情の趣旨説明について、条例に規定することにより、付託された委員会の休憩中ではなく、開催時間中に実施することとしました。

③議員研修会の開催(第13条第2項)

市政や市民生活上の課題の共有が図られるよう、議員研修会を原則として公開する旨を条文に明記しました。

④議会BCPの策定(第20条)

大規模災害や緊急事態の発生時において議会が行う災害対策および災害復旧活動についてのほか、これらを実行するために策定した「鎌倉市議会業務継続計画(議会BCP)」について条例に規定しました。

⑤政策提言の強化(第3条第4号および第5号)

「鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱」を新たに制定し、議会が行う政策提言に係る手続について定めたほか、議会から提言を行ったとき、または提言に対する市長等からの報告があったときは、その内容を市議会ホームページにおいて公表する旨などを定めました。

⑥自由討議の実施(第9条)

「鎌倉市議会自由討議実施要綱」を一部改正し、委員会における自由討議について、これまで自由討議の開始前に委員長が行っていた論点の整理、争点の有無の確認などの手続を省略し、委員長または委員の発議により自由討議を開始できることとしました。

鎌倉市議会会議規則

多様な人材の市議会への参画を目指すため、出産に関する欠席届の規定を整備するほか、国のデジタル化政策を踏まえ、請願書への押印が省略できる旨を規定するため、鎌倉市議会会議規則の改正を行いました。

①欠席の届出(第3条)

欠席の理由に「配偶者の出産補助」を追加するほか、「出産」のために出席できないときは、産前6週間・産後8週間の範囲内で、期間を明らかにして、あらかじめ届出ができる旨を追加しました。

②請願の手続(第107条)

これまで請願書の提出に当たっては、請願者の押印を必要としていましたが、請願者が署名したときは、押印を省略できる規定に改めました。
※第116条の規定により、陳情書についても、同様の取り扱いとなります。

鎌倉市議会委員会条例

令和3年(2021年)4月1日付で、組織の合理化や関連部局間の連携強化等を目的として行われた市の機構改革に伴い、鎌倉市議会委員会条例の改正を行いました。改正により、各常任委員会の所管事項に変更が生じるほか、「教育子どもみらい常任委員会」が「教育福祉常任委員会」に、「観光厚生常任委員会」が「市民環境常任委員会」に委員会の名称が変わりました。各常任委員会における主な所管事項は次のとおりです。

総務常任委員会

市の総合計画・財政・税金・人件費・財産管理・デジタル戦略・地域共生 など

教育福祉常任委員会

学校・生涯学習・文化財・子ども支援・保育・福祉・市民健康・国民年金 など

常任委員会

市民環境常任委員会

市民生活・観光・商工業・防災・危機管理・ごみ関連・消防 など

建設常任委員会

公園・緑地・崖地対策・都市計画・道路・下水道・河川・農水産業・庁舎整備 など